

障がい福祉の相談窓口

～お困りごとを、お聴かせください～

どこに相談すれば
いいかわからない

障害年金のことが
知りたい

子どもの将来が心配

なかなか仕事が
見つからない



内子町障がい者相談支援センター

連絡先：0893-44-6154

内子町役場（本庁）保健福祉課内

内子町では、障がい者相談支援センターのほか、地域活動支援センターでも相談をお受けします。相談は無料、相談内容の秘密は厳守します。

内子町障害者地域活動支援センターかいと（指定管理：宗友福祉会）

住所：内子町五十崎甲1288 連絡先：0893-59-2137

※裏面あり

町内の障がい福祉サービス事業所

事業所名	※ 種類	住所	連絡先
うちこ工房	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	五十崎甲 1743-4	0893 59-2929
Sa.おいでや内子	就労継続支援 B 型 生活介護	五十崎甲 1925	0893 23-9973
かいと	地域活動支援センター 計画相談	五十崎甲 1288	0893 59-2137
内子町障がい者相談 支援センター	計画相談	平岡甲 168	0893 44-6154

○障がい福祉サービスの利用には申請が必要です。

○申請窓口:内子町役場 保健福祉課(障がい福祉係) 連絡先:0893-44-6154

※ 種類について

就労継続支援 A 型	就労継続支援 A 型は、一般企業などで働くことが困難であるものの、一定の支援があれば雇用契約に基づいて働ける方を対象にしたサービスです。就労継続支援 A 型の場合は事業所と雇用契約を結ぶため、最低賃金が保障されています。
就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型は、一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方に対して、就労の機会や生産活動の場を提供するサービスです。
生活介護	障がい支援区分 3 以上 (50 歳以上の方は 2 以上) の方が対象です。主に日中活動 (軽作業、創作・生産活動、余暇活動等) に関する支援や身辺自立 (衣服の着脱、食事、歯磨き、排せつ等) に関する支援、その他 (対人関係や不安等に関する相談) の支援を行います。
計画相談	A 型や B 型、生活介護等の障がい福祉サービスの利用申請に必要なサービス等利用計画を作成したり、サービスの利用にまつわる相談に対応したり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。
地域活動支援センター	障がいのある方を対象として創作的活動、生産活動、社会交流の機会を提供する施設です。※送迎なし